

家畜衛生便り

No.372 令和3年11月11日発行

西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎

〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3

TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397

○東みよし庁舎

〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1

TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843

家畜保健衛生所ホームページURL

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

秋田県で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました！！

2021年11月10日、秋田県横手市の採卵鶏農場において、死亡鶏が増加したため、簡易検査を実施したところ、陽性を確認。その後実施された遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスの疑似患畜（H5亜型）であると確認されました。

今回の事例が、国内において今シーズン初めての確認となります。

◎ 発生農場の概要

場 所：秋田県横手市

飼養羽数：約14.3万羽

今回の事例を受け、「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」の区分が**ステージⅡ (感染拡大注意報)**に引き上げられました。

区分	発動基準
平常時 (感染観察)	(家きん・野鳥) 遠方諸国等で発生
ステージⅠ (感染観察(強化))	(家きん)近隣国で発生 (野鳥)近隣国で陽性
ステージⅡ (感染拡大注意報)	(家きん)国内で発生 (野鳥)国内で陽性
ステージⅢ (感染拡大警報)	(家きん)近隣県で発生
ステージⅣ (特別警報)	(家きん)近隣県で続発

本病の発生防止に万全を期すため、飼養衛生管理基準について、以下の事項を確実に実施するよう、よろしくお願いします。

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等（項目13）
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（項目14）
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（項目15）
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等（項目20）
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用（項目21）
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（項目24）
- 7 ねずみ及び害虫の駆除（項目26）

異常家きんの早期発見，早期通報に留意してください。

鶏の日常の健康観察を徹底し，死亡羽数の急増（通常の死亡率の2倍以上）や、飼養鶏に異常が確認された場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡下さい。

＜連絡先＞西部家畜保健衛生所

○吉野川庁舎 0883-24-2029

○東みよし庁舎 0883-82-2397

家畜保健衛生所は，休日・夜間も24時間対応しています。

緊急消毒を実施するため、各農場に消石灰を配布します

ウィルスの侵入を防ぎ、更なる防疫対策の徹底を図るため、消石灰を配布します。

配送手配が終了後、順次配布しますので、鶏舎周りを中心に、確実に消毒を実施するようお願いします。

消石灰散布方法は、リーフレットを参考にしてください。

なお、配布されるまでは、お手持ちの消石灰等の消毒薬で消毒を徹底するよう、よろしくお願いします。

死亡羽数徴求報告が月1回から週1回へ変更されます

秋田県での高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜確認を受け、徳島県では「死亡羽数の徴求報告」を「月1回から週1回」に変更します。

★第1回目の報告のみ、下記の期間の状況を報告してください。

11月1日(月)から11月14日(日)までの死亡羽数等



11月17日(水)までに報告

★2回目以降は月曜日から日曜日の状況の報告になります。

詳しくはリーフレットをご覧ください。